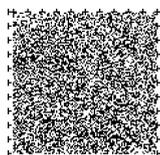


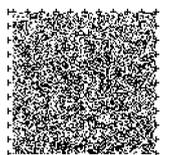
主な人権に関する諸条約一覧

名称	略称等	採択年	発効年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	1949年 (昭和24年)	1951年 (昭和26年)	1958年 (昭和33年)
難民の地位に関する条約	難民条約	1951年 (昭和26年)	1954年 (昭和29年)	1981年 (昭和56年)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	1953年 (昭和28年)	1954年 (昭和29年)	1955年 (昭和30年)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	1965年 (昭和40年)	1969年 (昭和44年)	1995年 (平成7年)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権規約 (社会権規約)	1966年 (昭和41年)	1976年 (昭和51年)	1979年 (昭和54年)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	国際人権規約 (自由権規約)	1966年 (昭和41年)	1976年 (昭和51年)	1979年 (昭和54年)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女子差別撤廃条約	1979年 (昭和54年)	1981年 (昭和56年)	1985年 (昭和60年)
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約	ハーグ条約	1980年 (昭和55年)	1983年 (昭和58年)	2013年 (平成25年)
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	1984年 (昭和59年)	1987年 (昭和62年)	1999年 (平成11年)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	1989年 (平成元年)	1990年 (平成2年)	1994年 (平成6年)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	2006年 (平成18年)	2010年 (平成22年)	2009年 (平成21年)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	2006年 (平成18年)	2008年 (平成20年)	2014年 (平成26年)



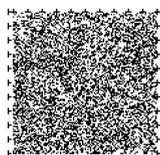
日本における分野別の主な人権に関する法令

分野	名称	制定年	施行年
人権全般	社会福祉法	1951年 (昭和26年)	同左
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2000年 (平成12年)	同左
	人権擁護委員法	1949年 (昭和24年)	同左
男女	売春防止法	1956年 (昭和31年)	1957年 (昭和32年)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	1985年 (昭和60年)	1986年 (昭和61年)
	男女共同参画社会基本法	1999年 (平成11年)	同左
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	2000年 (平成12年)	同左
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	2001年 (平成13年)	同左
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	2015年 (平成27年)	同左
子ども	児童福祉法	1947年 (昭和22年)	1948年 (昭和23年)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	1964年 (昭和39年)	同左
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	1999年 (平成11年)	同左
	児童虐待の防止等に関する法律	2000年 (平成12年)	同左
	子ども・若者育成支援推進法	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)
	子ども・子育て支援法	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)
	いじめ防止対策推進法	2013年 (平成25年)	同左
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)
	少子化社会対策基本法	2003年 (平成15年)	同左



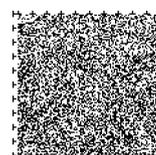
日本における分野別の主な人権に関する法令

分野	名称	制定年	施行年
高齢者	老人福祉法	1963年 (昭和38年)	同左
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	1971年 (昭和46年)	同左
	高齢社会対策基本法	1995年 (平成7年)	同左
	介護保険法	1997年 (平成9年)	2000年 (平成12年)
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	2001年 (平成13年)	同左
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
障がい者	身体障害者福祉法	1949年 (昭和24年)	1950年 (昭和25年)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1950年 (昭和25年)	同左
	知的障害者福祉法	1960年 (昭和35年)	同左
	障害者の雇用の促進等に関する法律	1960年 (昭和35年)	同左
	障害者基本法	1970年 (昭和45年)	同左
	身体障害者補助犬法	2002年 (平成14年)	同左
	発達障害者支援法	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	2013年 (平成25年)	2016年 (平成28年)
外国人	出入国管理及び難民認定法	1951年 (昭和26年)	同左



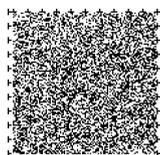
日本における分野別の主な人権に関する法令

分野	名称	制定年	施行年
患者等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)
ホームレス (野宿生活者)	生活保護法	1950年 (昭和25年)	同左
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	2002年 (平成14年)	同左
	生活困窮者自立支援法	2013年 (平成25年)	2015年 (平成27年)
インター ネット	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	2003年 (平成15年)	同左
セクシュアル ・マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	2003年 (平成15年)	2004年 (平成16年)
その他	個人情報保護に関する法律	2003年 (平成15年)	同左
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	1997年 (平成9年)	同左
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
	被災者生活再建支援法	1998年 (平成10年)	同左
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	2012年 (平成24年)	同左
	自殺対策基本法	2006年 (平成18年)	同左



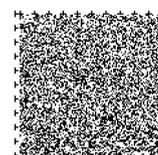
主な関連年表

実施年	国連関係	国内
1945年 (昭和20年)	6月「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」サンフランシスコで調印	
1947年 (昭和22年)		9月「労働基準法」施行
1948年 (昭和23年)	12月「世界人権宣言」採択	1月「児童福祉法」施行 12月「民法」改正
1949年 (昭和24年)	12月「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」(人身売買禁止条約)採択	6月「人権擁護委員法」施行
1950年 (昭和25年)		4月「身体障害者福祉法」施行 5月「生活保護法」施行 5月「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神保健福祉法)施行
1951年 (昭和26年)	7月「難民の地位に関する条約」(難民条約)採択	6月「社会福祉法」施行 11月「出入国管理及び難民認定法」施行
1953年 (昭和28年)	3月「婦人の参政権に関する条約」(婦人参政権条約)採択	
1955年 (昭和30年)		7月「婦人の参政権に関する条約」締結
1957年 (昭和32年)		4月「売春防止法」施行
1958年 (昭和33年)		5月「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」締結
1959年 (昭和34年)	11月「児童の権利に関する宣言」採択	
1960年 (昭和35年)		4月「知的障害者福祉法」施行 7月「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行
1963年 (昭和38年)		8月「老人福祉法」施行
1964年 (昭和39年)		7月「母子及び父子並びに寡婦福祉法」施行
1965年 (昭和40年)	12月「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	
1966年 (昭和41年)	12月「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」[国際人権規約(社会権規約)]、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」[国際人権規約(自由権規約)]、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」採択	
1967年 (昭和42年)	1月「難民の地位に関する議定書」採択	
1969年 (昭和44年)		7月「同和对策事業特別措置法」施行
1970年 (昭和45年)		5月「障害者基本法」施行
1971年 (昭和46年)		10月「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行



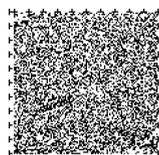
主な関連年表

実施年	国連関係	国内
1972年 (昭和47年)		7月「勤労婦人福祉法」施行
1973年 (昭和48年)	11月「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975年 (昭和50年)	12月「障害者の権利に関する宣言」採択	
1979年 (昭和54年)	12月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	6月「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」締結
1980年 (昭和55年)	10月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)採択	
1981年 (昭和56年)	12月「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の決議を採択	1月「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 10月「難民の地位に関する条約」締結
1982年 (昭和57年)		1月「難民の地位に関する議定書」締結 4月「地域改善対策特別措置法」施行
1984年 (昭和59年)	12月「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択	
1985年 (昭和60年)		1月「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行(子の国籍取得父系主義から父母両系主義等に一部改正) 6月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」締結
1986年 (昭和61年)	12月「発展の権利に関する宣言」採択	4月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行 10月「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)改正施行
1987年 (昭和62年)		4月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1989年 (平成元年)	11月「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 12月「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択	
1990年 (平成2年)	12月「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択	
1991年 (平成3年)		11月「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行
1992年 (平成4年)	10月「国際高齢者年」(1999年)の決議を採択	4月「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)施行
1993年 (平成5年)	12月 国連人権高等弁務官を新設、「世界の先住民の国際の10年」を宣言	



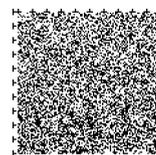
主な関連年表

実施年	国連関係	国内
1994年 (平成6年)	12月「人権教育のための国連10年」を宣言	4月「児童の権利に関する条約」締結 9月「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行
1995年 (平成7年)	9月「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	12月「高齢社会対策基本法」施行 12月「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」締結
1996年 (平成8年)		12月 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年 (平成9年)		3月「人権擁護施策推進法」施行 3月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の一部改正 7月「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行 7月「北海道旧土人保護法」廃止 7月「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定 10月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行
1998年 (平成10年)		4月「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正：60歳以上定年制義務化 7月「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の一部改正：障害者雇用率引き上げ(民間企業1.8%、国・地方公共団体等2.1%) 11月「被災者生活再建支援法」施行
1999年 (平成11年)	10月「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	4月「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 4月「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行 4月「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 6月「男女共同参画社会基本法」施行 6月「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」締結 7月 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 11月「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ処罰法)施行



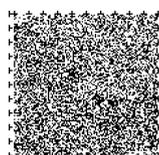
主な関連年表

実施年	国連関係	国内
2000年 (平成12年)	5月「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	4月 成年後見制度改正（「民法」一部改正等） 4月 外国人登録法による指紋捺印制度廃止 4月 「介護保険法」施行 6月 「社会福祉法」改正施行 10月 「民事法律扶助法」施行 11月 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 11月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 11月 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行 11月 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）施行 12月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001年 (平成13年)		4月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）施行 5月 人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」（諮問第2号答申）を提出 7月 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 8月 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者居住安定確保法）施行 10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 12月 人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」（諮問第2号に対する追加答申）を提出 12月 「高齢社会対策大綱」閣議決定
2002年 (平成14年)	1月 「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 2月 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 7月 「国際刑事裁判所規程」発効	3月 「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 5月 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行 8月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 10月 「身体障害者補助犬法」施行 12月 「障害者基本計画」閣議決定



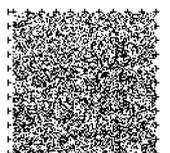
主な関連年表

実施年	国連関係	国内
2003年 (平成15年)		1月「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 5月「個人情報の保護に関する法律」施行 9月「少子化社会対策基本法」施行 9月「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行
2004年 (平成16年)	12月「人権教育のための世界計画」採択	7月「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2005年 (平成17年)		4月「犯罪被害者等基本法」施行 4月「発達障害者支援法」施行 4月「個人情報保護法」全面施行
2006年 (平成18年)	3月「国連人権理事会」の創設を採択 12月「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約)採択 12月「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)採択	4月「障害者自立支援法」施行 4月「公益通報者保護法」施行 4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 10月「自殺対策基本法」施行 12月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
2009年 (平成21年)		4月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 7月「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」締結
2010年 (平成22年)		4月「子ども・若者育成支援推進法」施行
2012年 (平成24年)		6月「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(子ども・被災者支援法)施行 7月「出入国管理及び難民認定法(入管法)」改正 7月「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行(外国人登録法・外国人登録制度廃止) 10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行



主な関連年表

実施年	国連関係	国内
2013年 (平成25年)		4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法) 施行 4月「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」の一部改正：障害者雇用率引き上げ(民間企業2.0%、国・地方公共団体2.3%) 5月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約) 締結 6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 9月「いじめ防止対策推進法」施行
2014年 (平成26年)		1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 1月「障害者の権利に関する条約」締結 4月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
2015年 (平成27年)		4月「生活困窮者自立支援法」施行 4月「子ども・子育て支援法」施行 4月「藤沢市子どもをいじめから守る条例」施行 9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 施行
2016年 (平成28年)		4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) 施行



ふじさわ人権協議会要綱

制定 平成 19 年 4 月 1 日

(目的及び設置)

第 1 条 一人ひとりの市民が尊重され、ともに生きるまちづくりに向けて、人権施策の推進について協議及び検討をするため、ふじさわ人権協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) 「藤沢市人権施策推進指針」の進行管理に必要な事項
- (2) 人権意識の啓発を推進するために必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、人権施策の推進を図るために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 2 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識者
- (2) 関係団体
- (3) 企業・労働団体
- (4) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

(議事)

第 7 条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(専門部会)

第 9 条 協議会は、専門的事項について審議する必要があると認めるときは、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、当該部会に諮って委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

6 第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

7 会長は、専門的事項の審議が終了したときは、その結果を協議会に報告するものとする。

(報酬等)

第 10 条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年藤沢市条例第 36 号）の定めるところによる。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、企画政策部人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第 12 条 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

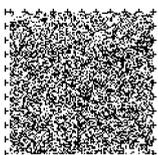
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

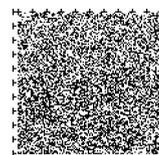


ふじさわ人権協議会委員名簿（第5期）

《2015年（平成27年）4月1日～2017年（平成29年）3月31日》

[敬称略 / 正副会長以外の委員は50音順]

氏名	所属等	役職
片岡 理智	フリージャーナリスト ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会委員	会長
工藤 定次	一般社団法人神奈川人権センター理事	副会長
濱田 庸子	慶應義塾大学環境情報学部教授	副会長
日下部 和美	市民公募委員	
佐伯 未更	市民公募委員	
佐藤 大輔	湘南教職員組合執行委員長	
崔 英善	藤沢市外国人市民会議委員／コーディネーター	
戸高 洋充	社会福祉法人藤沢ひまわり総合施設長	
中濱 一芳	東京ガス株式会社神奈川西支店長	
西川 雅子	藤沢市人権擁護委員会委員	
宮部 美佐子	特別養護老人ホームグリーンライフ湘南施設長	
安永 英明	神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所 指導課長	



藤沢市人権事務事業推進連絡会要綱

制定 平成 17 年 5 月 13 日

(目的及び設置)

第 1 条 この市の行う人権に関する事務事業(以下「人権事業」という。)の円滑な推進を図るため、この市に藤沢市人権事務事業推進連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策に係る基本的な指針の策定及び推進に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に関すること。
- (3) 人権事業の総合的な企画及び調整に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会は、会長及び別表に掲げる課の長等(以下「人権関係課長等」という。)をもって組織する。

- 2 会長は、企画政策部長をもって充てる。
- 3 会長は、議事その他の会務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、人権関係課長等のうちからあらかじめ会長が指名する人権関係課長等がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 連絡会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、人権関係課長等の求めに基づき連絡会を招集することができる。
- 3 会長に事故がある場合における前 2 項の規定の適用については、前条第 4 項の規定により指名された人権関係課長等は、会長とみなす。

(意見の聴取)

第 5 条 会長は連絡会を招集する場合において、必要があると認めるときは、人権関係課長等以外の職員又は関係者をその会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 連絡会の庶務は、人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

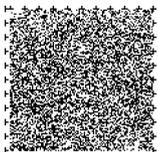
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

行政総務課	職員課	平和国際課
人権男女共同参画課	市民相談情報課	
生涯学習総務課	福祉総務課	高齢者支援課
障がい福祉課	生活援護課	保健医療総務課
健康増進課	地域保健課	保健予防課
子育て企画課	子ども家庭課	子育て給付課
産業労働課	公共建築課	住宅課
土木計画課	病院総務課	教育総務課
教育指導課	学務保健課	



藤沢市子どもをいじめから守る条例

制定 平成 27 年 3 月 10 日

私たちは、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指します。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会の宝、未来への希望です。私たちは、子どもの笑顔を守るため、すべての子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。

藤沢市市民憲章では、市民が郷土を愛し、市民の誰もが幸せに暮らすことができるまちにするため、「いつもだれにも親切にしましょう」などの守るべき規範を定めています。

すべての子どもは、個人として尊重され、幸せに暮らす権利があります。

私たちは、次代を担う子どもの最善の利益を図るため、いじめの背景にある様々な問題と正面から向き合い、子どもの人権を侵害するいじめを、しない、させない、許さない社会とすることを目指し、ここに、藤沢市子どもをいじめから守る条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」といいます。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」といいます。)のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもをいじめから守るため、いじめの防止等に係る基本理念、市、学校及び保護者の責務並びに学校以外の施設、市民及び関係機関の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境を整えることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 学校に在籍する児童又は生徒及び学校に在籍していない者であって、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間

にあるものをいいます。

- (2) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。
- (3) 学校 この市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいいます。
- (5) 学校以外の施設 この市の区域内に存する、子どもが在籍する学校以外の施設又は団体をいいます。
- (6) 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいいます。
- (7) 関係機関 児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、医療機関その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

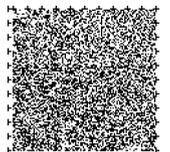
(基本理念)

第 3 条 いじめは、子どもの人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、市、学校、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関は、それぞれの責務及び役割に基づき、主体的に、かつ、相互に連携して、いじめのない社会を目指します。

(子どもの心がけ)

第 4 条 子どもは、次のことを心がけましょう。

- (1) 自分を大切にしましょう。
- (2) 他の人を思いやり、大切にしましょう。
- (3) いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。



(市の責務)

- 第5条** 市は、子どもの最善の利益を図るため、いじめの防止等に関する施策を積極的に推進するものとします。
- 2 市は、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、いじめを生じさせる問題の解決に向け、社会全体への意識啓発を図るとともに環境の整備に努めるものとします。
- 3 市は、いじめの防止等に関する施策について、国、神奈川県及び関係機関と協力し、積極的に推進するものとします。
- 4 市は、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針を教育委員会において策定するとともに、市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を推進するものとします。
- 5 市は、学校(市が設置する学校を除きます。)及び学校以外の施設に対して、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な情報交換及び協力を求めることができるものとします。
- 6 市は、この条例の目的を達するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

(学校の責務)

- 第6条** 学校は、法第13条に規定する各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき、教育活動を通して、自分や他の人を大切にし、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するものとします。
- 2 学校は、市、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関と連携し、いじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けている、又はいじめを行っていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとします。
- 3 学校は、前項の規定に基づき対処し、いじめがなくなったと思われる後においても、子どもが安心して学校に通うことができるよう取り組むものとします。

(保護者の責務等)

- 第7条** 保護者は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう努めるものとします。
- 2 保護者は、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとします。
- 3 保護者は、子どもの変化を見逃さず、良き相談相手となるよう努めるものとします。
- 4 保護者は、子どもがいじめを受け、若しくは行っているとき又はそれらの疑いがあると思われるときは、市、学校、学校以外の施設又は関係機関へ相談することができます。

(学校以外の施設の役割)

- 第8条** 学校以外の施設は、子どもをいじめから守ることについて理解を深め、いじめを見過ごさないよう努めるとともに、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めるものとします。

(市民の役割)

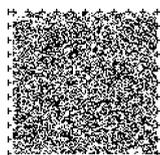
- 第9条** 市民は、地域社会において、子どもを見守り、声かけを行う等、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、子どもが地域の人々との関わりの中で、社会性を育めるよう努めるものとします。
- 2 市民は、いじめ及びいじめの疑いがある行動を見聞きしたときは、市、学校、保護者、学校以外の施設又は関係機関へ情報を提供するよう努めるものとします。

(関係機関の役割)

- 第10条** 関係機関は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、市、学校、保護者、学校以外の施設及び市民と連携し、いじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

制定 平成 12 年 12 月 6 日

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

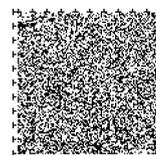
附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月10日

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

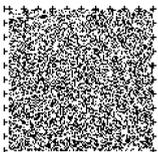
すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。



第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

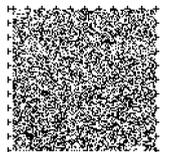
- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。



人権に配慮した表現等に関する留意事項について

公の場での発言時や、情報発信時等においては、市民の方から誤解を招くような表現や、差別的な言葉については、使用しないようご注意ください。

また、本来差別的な意味を持たないとされる表現であっても、受け手側が差別的な表現と感じるおそれのある言葉については、あわせて使用しないよう留意願います。

差別語や差別表現について、問題のある言葉や表現の使用を単に控えたり、言葉の言い換えをしたりすれば良いということではありません。

人は、無意識のうちに他者の人権を侵害してしまっていることがあります。

大切なことは、私たち一人ひとりが自分の心の中に潜む差別意識と常に向き合い、自らの差別意識を自覚し、偏見や差別意識を持たないようにすることです。

人は、一人ひとり違います。違いを認め合いながら、あらゆる人々がともに生きることができるよう、他者を思いやる心、人権尊重の意識（気づき）を一人ひとりが持ち続けることが大切です。

留意点 1	男女いずれかに偏った表現等を使用していませんか。
--------------	--------------------------

【男女のいずれかに偏った表現等】

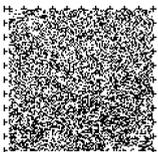
■ 男性、女性いずれかに偏った表現、職業や地位などで、女性の場合だけ性別を冠する表現などは、使用しないようにしましょう。

（「女」を「男」に入れ替えて、表現としておかしいものなど）

（例）

×		○
父兄	⇒	保護者 おうちのひと など
OB	⇒	OB・OG、出身者など
サラリーマン・OL	⇒	会社員など
女医	⇒	医師
女性弁護士	⇒	弁護士
女流作家	⇒	作家
保母	⇒	保育士
看護婦 保健婦	⇒	看護師 保健師
女子職員 女子社員	⇒	職員 社員など
行政マン	⇒	市職員、自治体職員、行政職など
スチュワーデス	⇒	客室乗務員（キャビンアテンダント）

【備考】 男女雇用機会均等法の施行等により、看護師のように、従来、女性は看護婦、男性は看護師と男女で資格名称が違っていた国家資格等も男女で同じ名称に統一



【女性（又は男性）を蔑視する表現や特別視するキャッチフレーズ等】

- いずれかの性だけに使用する言葉、または女を男に入れ替えて（又はその逆）違和感がある言葉は使用しないようにしましょう。

(例)

×
才色兼備、良妻賢母 男勝り、女だてらに、未亡人、内助の功、才女、才媛、女史、女中、家政婦、女々しい、優男など

- 男性の敬称を「氏」とし、女性を「さん」とする等、男女で表記を使い分けないようにしましょう。
- 「〇〇ちゃんは、職場の花だね」など、女性を特別視した表現にないようにしましょう。

留意点 2	身体の特徴や症状を表す言葉の中で、言葉自体に差別的要素が含まれている用語を使用していませんか。
--------------	---

(例)

×
めくら、つんぼ、(片)ちんば、びっこ、片輪(かたわ)、くろんぼ など

留意点 3	本来は差別的表現ではないとされる言葉であっても、差別語と受け止める人がいるおそれのある言葉を使用していませんか。
--------------	--

(例)

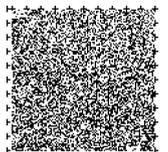
×	⇒	○
片手落ち	⇒	不十分、不公平、気配りを欠く など
手短(てみじか)	⇒	簡単に、簡潔に など
盲人・盲目	⇒	目の不自由な方、視覚障がい者 など
色盲・色弱	⇒	色覚障がい 色覚異常 など
外人	⇒	外国人

【備考】例えば、「片手落ち」は、「片+手落ち」から出来たことばで、本来差別を目的とした言葉ではないとされていますが、公式の場では、差別用語と捉える人がいること、また、障がいのある人の前で、この言葉を使えるかといったようなさまざまな視点に立ち対応する必要があります。[「手短」(てみじか)等も同様]

留意点 4	「障がい者」の表記に注意しましょう。
--------------	--------------------

(例)

×	⇒	○
障がいをもつ人(方) 障がいをおもちの方 など	⇒	障がいのある人(方) 障がい者 など



留意点5	女性を「アイキャッチャー（人の目を引き付けるもの）」にしていますか。
-------------	------------------------------------

○単に目を引くためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく女性をポスターやチラシ等で使う場合がありますが、それでは伝えるべき内容が十分に反映された表現とは言えません。女性をアイキャッチャー（人の目を引き付けるもの）として起用せず、目的に応じて、より効果的な表現方法を工夫しましょう。

留意点6	性別による固定的な役割分担意識を助長するようなデザイン・表現等になっていませんか。
-------------	---

○男性は仕事、女性は家庭といった従来からの固定的な性別役割分担意識については、男女共同参画社会の推進を阻害する大きな要因となっています。リーフレット作成時やイラスト等を使用する場合においても、こういった固定観念に捉われないよう配慮してください。

イラスト（例） ～ 表現を工夫してみましょう！ ～

→ たとえば、こんな表現は

（例1）



いつも、加害者は男性で、被害者は女性や高齢者でしょうか。



加害者の性別は不明
被害者は、男性、女性ともに描く。

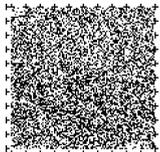
（例2）



男の子は球技、女の子はママゴトなど、画一的な表現



好みは性別を問わず人それぞれです。
いろいろな個性を表現しましょう。

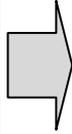


→ たとえば、こんな表現は

(例 3)



男性が仕事、女性が家事・育児など、固定的役割分担意識による表現



家事や就労など、性別にかかわらず活躍の場は、さまざまです。

(例 4)



重要ポストが男性、会議出席者全員が男性、女性が補助的な役の表現等



上司やリーダーに、性別は関係ありません。

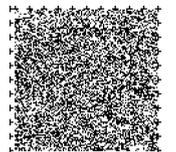
(例 5)



上司、リーダーがいつも男性



いろいろなところで、男性も女性も活躍しています。



→ たとえば、こんな表現は

(例6)



職業等を固定観念に捉われて表現
(医師は男性、看護師は女性など)

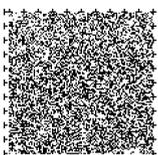


男性も女性もさまざまな職場で活躍
しています。

さまざまな生き方や個性を表現するよう工夫しましょう！

表現上の留意ポイント

- 男女のいずれかに偏った表現になっていませんか。
男性、女性が対等な立場で表現されていますか。
- 性別や世代（年齢）等によって、イメージを固定化した表現になっていませんか。
- 男女を対等に描いていますか。
男女に優劣や上下関係があるような表現になっていないでしょうか。
- 男女で異なった表現を使っていませんか。
《不適切な表現（例）呼称で、男性を〇〇氏、女性を〇〇さん など》
- 女性を安易に、アイキャッチャーにしていますか。
- その言葉を男性又は女性に置き換えたときに文章表現は適切ですか。
《不適切な表現（例）「女医」→「男医」とは言わない など》
- 男女のどちらか一方だけを表現していませんか。
《不適切な表現（例）「父兄」、「サラリーマン」、「営業マン」など》



藤沢市人権施策推進指針【改定版】

【発行】

2016 年（平成 28 年）3 月

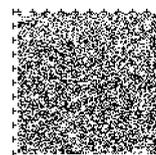
藤沢市企画政策部人権男女共同参画課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

電話 0466-25-1111 内線 2132

FAX 0466-24-5928

E-mail : jinkendanjyo@city.fujisawa.kanagawa.jp





「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター

ふじキュン♡

藤沢市人権施策推進指針【改定版】

